

## 宮城県震災復興本部設置要綱

### (設置)

第1 東日本大震災により著しい被害を受けた地域の復興を推進するため、宮城県震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 復興本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 「宮城県震災復興計画」の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 復興施策の確実な実施と総合調整に関すること。
- (3) その他、復興に係る重要事項に関すること。

### (構成)

第3 復興本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、復興本部の事務を総理し、会議を主宰する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4 復興本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

### (被災者生活支援実施本部)

第5 復興本部に被災者生活支援実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

- 2 実施本部は、被災者生活支援に係る課題への対応策の調整検討及び具体化を所掌する。
- 3 実施本部は、実施本部長、副実施本部長及び実施本部員をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 実施本部長及び副実施本部長の職務並びに実施本部の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、緊急を要し実施本部を開催するいとまがない場合その他特別の事情があると認められる場合には、実施本部長は、実施本部を開催することなく、副実施本部長の補佐のもとに、被災者生活支援に係る課題への対応策の調整検討及び実施指示を行うことができる。
- 6 被災者生活支援に係る課題への対応策の調整検討及び実施指示した内容については、復興本部へ随時報告等を行う。

### (まちづくり・住宅整備推進本部)

第5の2 復興本部にまちづくり・住宅整備推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

- 2 推進本部は、被災市町が取り組むまちづくり及び住宅整備に係る課題への対応策の調整検討及び具体化を所掌する。
- 3 推進本部は、推進本部長、副推進本部長及び推進本部員をもって構成し、それぞれ別表2の2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 推進本部長及び副推進本部長の職務並びに推進本部の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。
- 5 第2項の規定にかかわらず、緊急を要し推進本部を開催するいとまがない場合その他特別の事情があると認められる場合には、推進本部長は、推進本部を開催することなく、

副推進本部長の補佐のもとに、被災市町が取り組むまちづくり及び住宅整備に係る課題への対応策の調整検討及び実施指示を行うことができる。

- 被災市町が取り組むまちづくり及び住宅整備に係る課題への対応策の調整検討及び実施指示した内容については、復興本部へ随時報告等を行う。

(幹事会)

第6 復興本部に幹事会を置く。

- 幹事会は、本部会議に付すべき事項についてあらかじめ調整検討する。
- 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 幹事長及び副幹事長の職務並びに幹事会の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。
- 第2項の規定にかかわらず、緊急を要し幹事会を開催するいとまがない場合その他特別の事情があると認められる場合には、幹事長は、幹事会を開催することなく、副幹事長の補佐のもとに、本部会議に付すべき事項について調整検討することができる。

第6の2 推進本部に推進本部幹事会を置く。

- 推進本部幹事会は、推進本部会議に付すべき事項についてあらかじめ調整検討する。
- 推進本部幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表3の2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 幹事長及び副幹事長の職務並びに推進本部幹事会の会議については、第3第2項及び第3項並びに第4の規定を準用する。
- 第2項の規定にかかわらず、緊急を要し推進本部幹事会を開催するいとまがない場合その他特別の事情があると認められる場合には、幹事長は、推進本部幹事会を開催することなく、副幹事長の補佐のもとに、推進本部会議に付すべき事項について調整検討することができる。

(検討部会)

第7 幹事会には、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ検討部会を置くことができる。

- 検討部会の設置、運営等については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第8 復興本部の庶務は、震災復興推進課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、復興本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

別表1（第3関係）

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	第一順位の副知事 第二順位の副知事
本 部 員 // // // // // // // // // // // // //	公営企業管理者 教育長 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 出納局長 企業局長 警察本部長

別表 2 (第 5 関係)

区 分	職 名
実施本部長	第一順位の副知事
副実施本部長	震災復興・企画部長
実施本部員	震災復興・企画部次長
〃	保健福祉部次長
〃	教育次長
〃	市町村課長
〃	危機対策課長
〃	震災復興推進課長
〃	地域復興支援課長
〃	総合交通対策課長
〃	情報政策課長
〃	共同参画社会推進課長
〃	保健福祉総務課長
〃	震災援護室長
〃	社会福祉課長
〃	医療整備課長
〃	長寿社会政策課長
〃	健康推進課長
〃	子育て支援課長
〃	障害福祉課長
〃	富県宮城推進室長
〃	雇用対策課長
〃	農林水産政策室長
〃	住宅課長
〃	教育企画室長
〃	警察本部総務部総務課長

別表 2 の 2 (第 5 の 2 関係)

区 分	職 名
推進本部長	知事
副推進本部長	第一順位の副知事 第二順位の副知事
推進本部員	教育長
〃	総務部長
〃	震災復興・企画部長
〃	環境生活部長
〃	保健福祉部長
〃	経済商工観光部長
〃	農林水産部長
〃	土木部長

別表3（第6関係）

区 分	職 名
幹 事 長	震災復興・企画部長
副幹事長	震災復興・企画部次長
幹 事	総務部次長
〃	環境生活部次長
〃	保健福祉部次長
〃	経済商工観光部次長
〃	農林水産部次長
〃	土木部次長
〃	出納局次長
〃	企業局次長
〃	教育次長
〃	警察本部総務部総務課長

備考：次長職にあつては、技術担当職にある者を含む。

別表3の2（第6の2関係）

区 分	職 名
幹 事 長	震災復興・企画部長
副幹事長	震災復興・企画部次長 土木部次長
幹 事	財政課長
〃	市町村課長
〃	震災復興推進課長
〃	地域復興支援課長
〃	総合交通対策課長
〃	情報政策課長
〃	環境政策課長
〃	震災援護室長
〃	商工経営支援課長
〃	地方振興事務所長（仙台・東部・気仙沼）
〃	農林水産政策室長
〃	水産業基盤整備課長
〃	都市計画課長
〃	復興まちづくり推進室長
〃	建築宅地課長
〃	住宅課長
〃	復興住宅整備室長
〃	土木事務所長（仙台・東部・気仙沼）
〃	文化財保護課長

備考：次長職にあつては、技術担当職にある者を含む。